

1. チェックシート 【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類】

(提出前に□に✓を記入してご確認ください)

申請先：札幌市 都市局 建築指導部 建築安全推進課（監察担当課） 空き家対策担当
 電話：011-211-2808 FAX：011-211-2823
 所在地：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階

申請書			
<input type="checkbox"/> 被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式1-1)	記入例を確認の上、ご記入ください。 当該不動産の相続人全員の申請書をご提出ください。		
添付書類	コピー	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ① 被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合は、被相続人の戸籍の附票が必要	不可	各区役所 大通証明 サービス コーナー など	被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
<input type="checkbox"/> ② 相続人全員の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合は、戸籍の附票が必要	不可	同上	相続から譲渡時まで、当該相続人全員が当該家屋に居住していないことを確認します。 譲渡日以降の日付で発行してください。
<input type="checkbox"/> ③ 敷地及び家屋の売買契約書	可	仲介業者 など	相続した家屋及びその敷地を引渡した日を確認します。 すべてのページのコピーを提出ください。
<input type="checkbox"/> ④ 土地及び建物の登記事項証明書 ※建物が未登記の場合や換価分割の場合は遺産分割協議書	可	法務局 など	相続人の数を確認します。
<input type="checkbox"/> ⑤ (i)か(ii)のいずれか			
(i)電気・ガス・水道いずれかの使用中止日がわかる証明書 【代替書類】 ・電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書 (当該建物の住所記載があるもの) ※いずれも使用中止日が相続開始日以降であるものに限りです。	可	電力会社、 ガス会社 など	相続した家屋が「空き家」の状態となっていることを確認します。 ※(i)：電気若しくはガスの閉栓証明書は各会社で発行していないことが多いため、代替書類をご準備ください。 なお、「水道の使用廃止届出書」は札幌市水道局では発行していません。 ※(i)、(ii)について、ご用意が困難な場合はお問合わせください。
(ii)仲介業者による広告 (宅地建物取引業者による広告)	可	仲介業者 など	
<input type="checkbox"/> 返信用封筒 (郵送返却の場合)	申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ったもの。速達を希望する場合は速達料金の切手を貼ってください。		

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、**1 ページ目の各書類**と以下の⑥～⑧の全てを併せてご用意ください。

必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ⑥ 被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 【代替書類】 ・要介護認定等の決定通知書、施設で発行された要介護認定等に関する記録書類等	可	入所施設など	要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていた、またはその他これに類する被相続人であることを確認します。
<input type="checkbox"/> ⑦ 施設入所時の契約書	可	同上	施設の名称、種類、所在地等の確認をします。
<input type="checkbox"/> ⑧ (i)～(iii)のいずれか			
(i)電気・ガス・水道いずれかの使用中止日がわかる証明書 【代替書類】 ・電気・ガス・水道の閉栓時の領収書又は請求書 (当該建物の住所記載があるもの) ※いずれも使用中止日が相続開始日以降であるものに限ります。	可	電力会社、ガス会社など	被相続人が施設に入所してから、 <u>当該家屋が一定の使用をされ、かつ事業の用、貸付けの用、及び被相続人以外の居住の用となっていない</u> ことを確認します。 ※(i)：電気若しくはガスの閉栓証明書は各会社で発行していないことが多いため代替書類をご準備ください。 なお「水道の使用廃止届出書」は札幌市水道局では発行していません。
(ii)老人ホーム等が有する外泊、外出の記録	可	入所施設など	※(i)～(iii)について、ご用意が困難な場合はお問合わせください。
(iii)その他要件を満たしていることが容易に認められる書類	可		

※入所されていた施設の種類や状況等によっては、本特例の対象外になる場合があります。ご不明点等ございましたらお問い合わせください。

※上記通りの書類をご用意できない場合、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がありますので、ご相談ください。

※郵便物の重さの目安

返却する被相続人居住用家屋等確認書は、**A4用紙2枚**（申請書一式を両面印刷された場合）又は**A4サイズ4枚**（申請書一式を片面印刷された場合）になることが一般的です。

長形3号（A4横三つ折り）・・・2枚は25g以内、4枚は25g前後で、封筒・用紙などによっては50g以内
 角型2号（A4折らず）・・・2枚は25g前後で封筒・用紙などによっては50g以内、4枚は50g以内

※封筒や用紙、追加で返却する書類によって重さが変わります。上記はあくまで目安です。

※切手料金の不足分は受取人払でお願いする場合がございます。